

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html)

2013年8月14日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：経済基盤開発部  
案件名：鉄道中央監視センターシステム整備計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）  
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年10月上旬～2014年7月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。  
海外における都市鉄道建設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月28日から2013年8月30日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月28日から2013年9月2日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年9月11日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 9月中旬
- (5) 契約交渉 : 9月中旬～9月下旬

5 業務の目的

ミャンマー連邦共和国の鉄道網の総延長は5,876kmに及び、中でも1988年以降、地方路線を約2,000km整備してきた。

他方、幹線となる鉄道路線は英国植民地時代にほぼ完成していたが、既存設備の更新に対する優先度は低かったため適切な維持管理がなされず、列車走行速度低下・遅延・脱線事故等が生じており輸送サービスの低下が課題となっている。

主要都市ヤンゴンのヤンゴン環状線においては、未だ自動踏切が導入されておらず、遠隔地からの無線連絡を使った人力で踏切の開閉を行っているため、必要とされる時間以上に踏切が閉鎖され、踏切前後の交通渋滞を引き起こしている。また信号機が常設されていない駅もあり、列車の運行速度が大幅な低下を招いている。

一方、運行管理においては、指令所と各駅の連絡手段が電話により行っており、実際に車両運行を行う乗務員との連絡手段は設けられていない。これら連絡手段の未整備状態が安定輸送を阻害するとともに、情報の欠落からくるヒューマンエラーが起因となる衝突事故が発生している。

このような状況の中、今後、都市の発展に伴い、鉄道に求められる一層の輸送力向上（列車本数増加、速度向上）及び安全性向上のために必要な設備が急務になっている。自動踏切装置の導入、指令所を中心とした運転管理体制の強化は必須であり、指令所・駅務員及び乗務員間の信頼性の高い連絡手段や信号機及び踏切制御等の運行管理設備の充実が喫緊の課題となっている。

かかる状況下、ミャンマー国鉄はヤンゴン環状線における自動踏切及び集中連動装置、ヤンゴン-マンダレー幹線鉄道における信号システム及び中央監視センター等の輸送力安定及び安全性向上に資する機材整備への問題意識を有していることを確認している。

本業務はこれら輸送力安定及び安全性向上に資する無償資金協力案件としての必要性和妥当性を確認の上、適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費を積算することを目的として実施する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 対象地域

ヤンゴン管区ヤンゴン～マンダレー管区ネピドー

(2) 相手国関係機関

ミャンマー国鉄

(3) 業務内容

- ・プロジェクトの背景、目的、内容の確認
- ・過去の類似案件および他ドナー・機関の援助動向の調査
- ・サイト状況調査
- ・機材計画調査
- ・運営維持管理・実施体制調査
- ・調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- ・据付計画調査（関連法規等）
- ・無償資金協力の妥当性、範囲及び基本構想の検討
- ・ソフトコンポーネント及び技術協力等の技術支援の必要性・可能性の検討
- ・協力対象施設にかかる概略設計、事業計画の策定及び概略事業費の積算
- ・協力対象施設の運営・維持管理計画の策定、運営維持費の概算、運営・維持管理上の留意事項の提言
- ・相手国負担事業の実施にかかる提言
- ・無償資金協力事業の説明
- ・プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討、課題の提示および協力実施にかかる提言
- ・準備調査報告書（案1（簡易版））、機材仕様書（案1（簡易版））、概略事業費積算内訳書（案1（簡易版））及び概要資料の作成
- ・現地調査結果概要の作成・説明
- ・プロジェクト内容の計画策定（概略設計）
- ・準備調査報告書（案1（簡易版））及び機材仕様書（案1（簡易版））の現地説明・協議
- ・準備調査報告書（案2）、機材仕様書（案2）及び概略事業費積算内訳書（案2）の作成
- ・プロジェクト内容の計画策定（概略設計）
- ・準備調査報告書（案2）及び機材仕様書（案2）の現地説明
- ・最終調査報告書等の作成

## 7 成果品等

- (1) インセプション・レポート（2013年10月中旬）
- (2) 現地調査結果概要（2013年12月上旬）
- (3) 準備調査報告書（案1（簡易版））（機材仕様書（案1（簡易版））を含む）（2013年12月下旬）
- (4) 概略事業費積算内訳書（案1（簡易版））（2013年12月下旬）
- (5) 概要資料（完成予想図を含む。）（2014年1月中旬）
- (6) 準備調査報告書（案2）（機材仕様書（案2）を含む）（2014年3月下旬）
- (7) 概略事業費積算内訳書（案2）（2014年3月下旬）
- (8) 機材仕様書（2014年7月上旬）
- (9) 準備調査報告書（完成予想図を含む。）（2014年7月上旬）
- (10) デジタル画像集及びCG（CGは12月下旬の説明に用いる）（2014年7月上旬）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任/鉄道施設計画（評価対象予定者）
- (2) 信号・通信システム（1）
- (3) 信号・通信システム（2）
- (4) 監視システム（評価対象予定者）
- (5) 自動踏切
- (6) 資機材調達計画/運営維持管理
- (7) 据付計画/自然条件調査
- (8) 事業費積算（1）（評価対象予定者）
- (9) 事業費積算（2）
- (10) 業務調整/鉄道施設計画補助

## 9 特記事項

- ・設計及び積算についてはヤンゴン中心とネピドー中心の2チームで同時並行で行うこと。
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。
- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。